



## 質問

### 大規模修繕工事期間中の管理組合役員に対する休業補償等の考え方について。

(相談概要)

管理組合の理事長より、大規模修繕工事期間中、仕事の休暇を取得したりシフトを移動するなどして活動したので、「仕事を休んだがために生じた逸失利益に対する対価」として、管理組合から報酬を支払って欲しいと、申し出がありました。理事会はその功績について相当であると考え、理事会決議で支払いをしたいと考えていますが、支払って良いもののでしょうか。



## 回答

管理組合役員に報酬を支払うという考え方自体は、決して不自然な考え方ではなく、マンション標準管理規約においても規定があり、当該費用については、予め収支予算案にその額を計上して総会の決議を得ておけば、支出が可能です。役員として職務を遂行する場合、相当の時間を消費するほか、交通費や通信費等の費用も発生することもあります。活動に伴う必要経費の支払いを受けるのは当然として（民法第649条、第650条）、役員在任期間中の時間的、精神的負担を考慮し、組合員全員の負担において適切な額の報酬を支払うことは適当であり、公平でしょう。しかしながら本件の場合、役員報酬にかかる管理規約上の規定があるとしても、事前の総会決議がないことから報酬を支払うことは出来ないと考えることが適当でしょう。次回の総会で決議したうえで支払うということは可能ですが、役員報酬として適当か考える必要があります。

役員報酬の明確な算定根拠となるものではありませんが、本件のように役員報酬算定の基礎を「仕事を休んだがために生じた逸失利益に対する対価」とすることは、組合員に対する公平性を欠いたり、不審をかったりすること、あたかも管理組合が休業補償（損害賠償）しているような関係になるため、特段の事情を除いて避けるべきでしょう。

#### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。